

八王子市国土強靱化地域計画

令和2年(2020年)3月

八王子市

目次

1. 計画策定の趣旨	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 近年の災害	2
(3) 位置づけ	3
(4) 計画期間	4
2. 強靱化の基本的な考え方	5
(1) 強靱化を進めるための基本的な考え方	5
(2) 強靱化における推進目標	5
3. 脆弱性評価	6
(1) 脆弱性評価とは	6
(2) 自然災害の想定	6
(3) リスクシナリオの設定	7
(4) 脆弱性評価	9
4. 強靱化に向けた取組	10
(1) 施策分野の設定	10
(2) 施策分野ごとの強靱化に向けた取組	10
(3) 計画の推進	15
別表 脆弱性評価結果	16

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

東日本大震災において、我が国は、未曾有の大災害を経験しました。そして、この教訓を踏まえ、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)」（以下「法」という）が制定されました。

法の中で、基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。

また、地方公共団体の責務として、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことが規定されています。

東京都は、このような国の動きに合わせて、大規模自然災害に対する脆弱性評価を実施するとともに、平成28年(2016年)1月に、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においては、令和元年東日本台風が各地域に甚大な被害をもたらすなど、近年、気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害、風水害の増加とともに、多摩直下地震等の巨大地震の発生が懸念されており、国土強靱化施策を着実に推進していくことが必要となります。

このような背景を踏まえ、本市の責務として「八王子市国土強靱化地域計画」を策定し、強しなやかで持続可能なまちづくりを進めていきます。

また、取組を進めることで、国連が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献していきます。

国土強靱化とは？

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

(2)近年の災害

①地震

近年、本市が被災した地震で最も大きいものは、東日本大震災です。

本市では、気象庁が観測している3か所(大横町、堀之内、石川町)の全てで「震度5弱」を記録しました。

主な被害状況としては、一部損壊 56 件、火災 1 件と大きな被害には至らなかったものの、公共交通機関が運行を停止し、本市の中心市街地である八王子駅周辺では多くの帰宅困難者が発生しました。また、地震の影響による計画停電の実施や原子力発電所からの放射性物質の漏洩により、被災地から避難を余儀なくされた方などへの支援を行いました。



▲避難の様子(第四小学校)



▲停電総合相談センター

②風水害

近年の風水害については「平成 20 年8月末豪雨」をはじめ、「平成 29 年台風第 21 号」や「令和元年東日本台風」など、被害が激甚化する傾向にあります。特に雨量については、「平成 20 年8月末豪雨」が4日間で 280 mm、「平成 29 年台風第 21 号」では5日間で約 400 mm、「令和元年東日本台風」では、本市で初となる大雨特別警報が発表され、日降水量としては、1976 年の統計開始以来、年間を通して第1位となる 392.5 mm(アメダス八王子)の記録的な大雨となりました。この「令和元年東日本台風」では、本市の被災状況により激甚災害としての指定と、被災者生活再建支援法の適用を受けることとなりました。



▲加住小学校での土砂崩れ
(平成 29 年台風第 21 号)



▲上恩方町の陣馬街道
(令和元年東日本台風)

③雪害

平成 26 年(2014 年)2月 14 日から降った大雪については、前線を伴った低気圧が発達しながら本州の南岸を東北東に進み、15 日未明から昼過ぎにかけて関東地方を通過したことにより、関東甲信地方で、2月8日に続き、2週連続で記録的な大雪となりました。

関東地方のほぼ全域で大雪警報が発表され、市役所本庁舎北側にて 50.5 cm の積雪量(独自観測)を記録し、自然の脅威を改めて認識させられるものとなりました。

雪は、解けるまでに時間を要することから、降雪後も除雪した雪、除雪しきれない雪が車道上・歩道に残り、歩行に支障が出たり、交通機能の麻痺が発生、家屋では、雪の重みにより屋根や雨どい、カーポートなどが破損したほか、パイプハウス、牛舎などの農業施設にも大きな被害をもたらし、市民生活に大きな影響を与えました。



▲八日町付近の甲州街道で

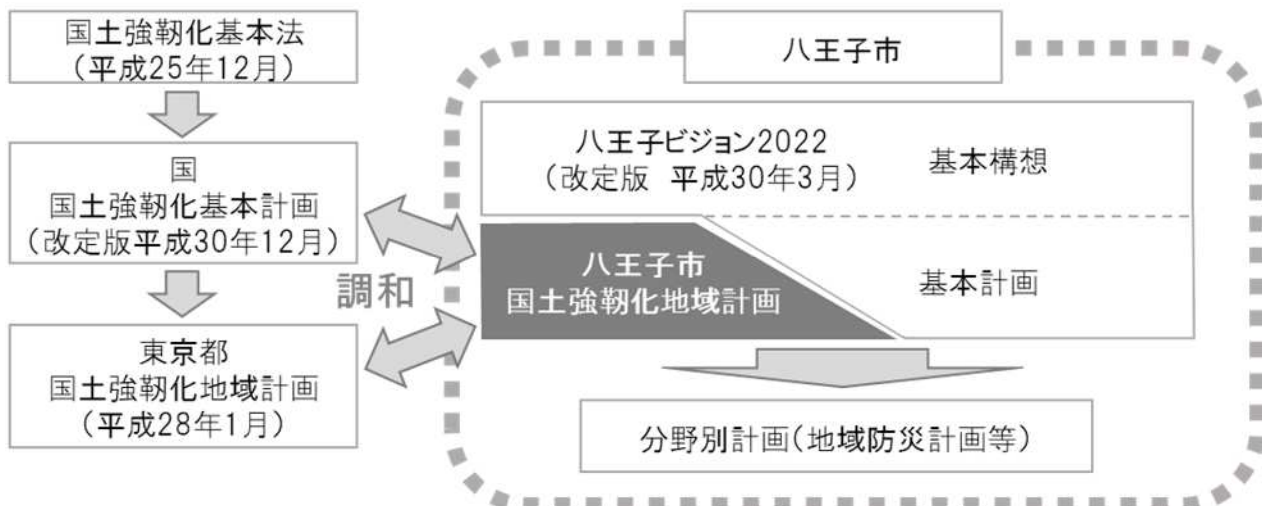


▲上恩方町で

(3)位置づけ

本市は、平成 25 年(2013 年)3月から令和4年度(2022 年度)までの 10 年間を計画期間とした「八王子ビジョン 2022」を策定し、「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を基本理念として、6つの都市像の実現を目指しています。平成 30 年(2018 年)3月には、計画策定後の取組実績を踏まえるとともに、社会情勢の変化や法令の制定・改定等により顕在化した課題を整理し、施策の展開に反映する改定を行いました。

この「八王子ビジョン 2022」は持続可能な行財政運営を行っていくことを想定した計画となっており、この中の国土強靱化関連施策を「国土強靱化地域計画」として位置づけることとしています。



(4) 計画期間

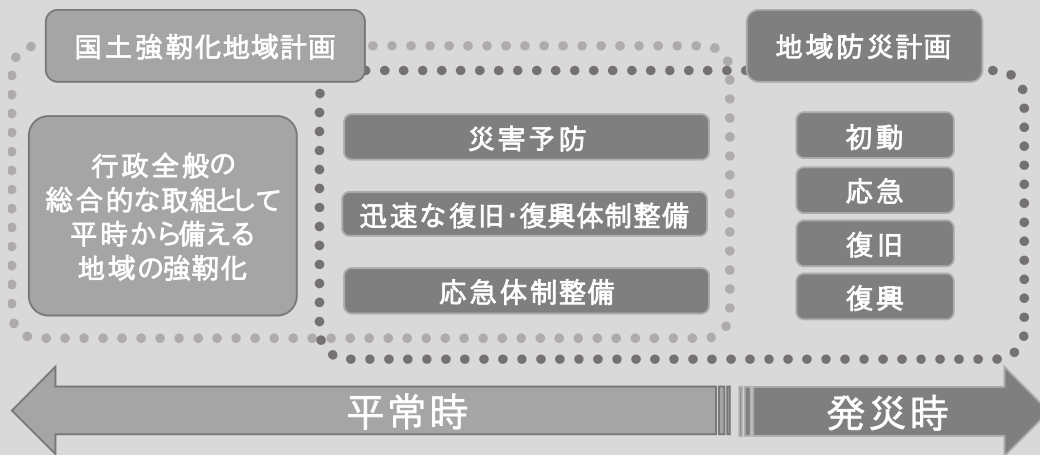
計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3年間とします。

令和4年度(2022年度)は、「八王子ビジョン 2022」の計画期間が終了することから、次の長期ビジョンの策定に合わせて、本計画も改定を行います。

「八王子市地域防災計画」との関係は？

本計画は、法第十三条に「国土強靱化に係る市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされており、「八王子ビジョン 2022」と同様に、指針性を有する点で共通しています。

このことから、災害対策基本法に基づく「八王子市地域防災計画」に対しても指針となるとともに、本計画は、発災前における(平時の)施策を記載することから、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置づけ・役割もあります。



2. 強靱化の基本的な考え方

(1) 強靱化を進めるための基本的な考え方

国土強靱化は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そこで、法に基づく国の基本計画及び東京都の地域計画との調和を保ちつつ、いかなる災害等が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、4つの基本的な考え方を念頭に置き、本計画を推進します。

いかなる災害が発生しようとも、

- 1) 人命の保護が最大限図られること
- 2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- 4) 迅速な復旧復興に資すること

(2) 強靱化における推進目標

強靱化を進めるための4つの基本的な考え方を基に、国の基本計画及び東京都の地域計画との調和を保ちつつ、事前に備えるべき8つの推進目標を設定します。

これにより、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考え、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していきます。

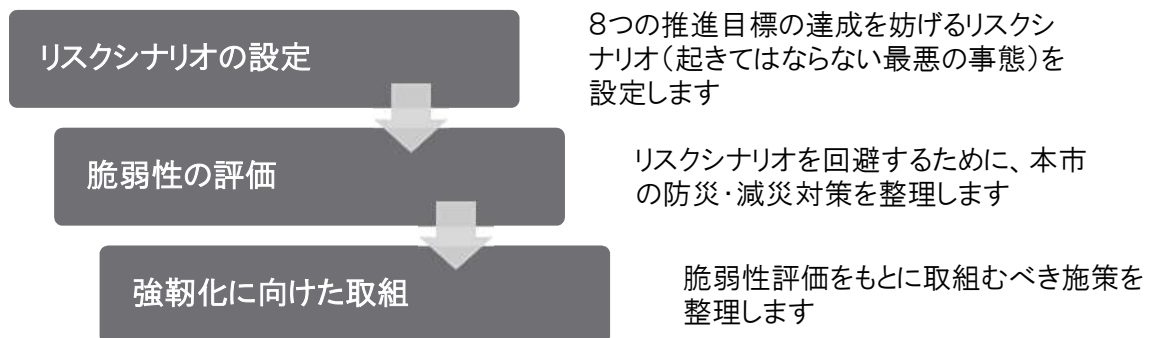
- 目標 1 人命の保護が最大限図られる
- 目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 目標 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 目標 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 目標 8 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

3. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価とは

強靱化への取組を進めるにあたり、事前に備えるべき8つの推進目標の達成に向けて、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定し、リスクシナリオごとに脆弱性を評価します。

脆弱性評価の結果を基に、取組むべき施策を整理します。



(2) 自然災害の想定

本市におけるリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定するにあたり、「八王子市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

〔地震〕

平成24年(2012年)4月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により想定されている「多摩直下地震」及び「立川断層帯地震」を本市の想定地震とします。

〔風水害(土砂災害、浸水害等)〕

近年、本市では、「平成29年台風第21号」及び「令和元年東日本台風」により大きな被害が発生したところですが、これらの災害よりも更に甚大な被害が発生することが危惧されている「想定しうる最大規模の降雨」による被害を本市の想定風水害とします。

国の想定しうる最大規模の降雨	多摩川流域の48時間総雨量 588 mm
都の想定しうる最大規模の降雨	浅川圏域の24時間総雨量 690 mm、時間最大雨量 153 mm

(3)リスクシナリオの設定

想定した自然災害を踏まえて、「事前に備えるべき8つの推進目標」に対して、37のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定します。

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
目標 1 人命の保護が最大 限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による市街地等の広域な浸水
	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
目標 2 救助・救急、医療活 動が迅速に行われ るとともに、被災者等の 健康・避難生活環境 を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止
	2-2	孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	2-8	救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
目標 3 必要不可欠な行政 機能を確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標 4 必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
目標 5 経済活動を機能不 全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食料等の安定供給の停滞
目標 6 生活・経済活動に必 要最低限の電気、ガ ス、上下水道等を確 保するとともに、これ らの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

強靱化における 推進目標	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
目標 7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による被害の拡大
目標 8 地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(4)脆弱性評価

37 のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)ごとに、これを回避するための本市の防災・減災対策を整理します。

個別の評価結果は、巻末別表に記載します。

4. 強靱化に向けた取組

(1) 施策分野の設定

強靱化に向けた取組むべき施策を整理するにあたり、「八王子ビジョン 2022」に掲げた6つの都市像ごとに、施策分野を設定します。

「八王子ビジョン 2022」の都市像
1. みんなで担う公共と協働のまち
2. 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち
3. 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち
4. 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち
5. 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち
6. 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

(2) 施策分野ごとの強靱化に向けた取組

脆弱性評価に基づき、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するための本市の取組について、「八王子ビジョン 2022」の施策ごとに取りまとめます。

取りまとめた表は、次ページ以降に記載します。

〔施策分野ごとの強靱化に向けた取組〕

強靱化における推進目標				1					2								3			
				人命の保護が最大限図られる					救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する								必要不可欠な行政機能は確保する			
リスクシナリオ				1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	3-1	3-2		
都市像	基本施策	施策	施策番号	発生	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模の火災による死者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	異常気象等による市街地等の広大な浸水	生大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	孤立地域等の同時発生	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足、被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	生劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
				第1編 みんなで担う公共と協働のまち																
第1章 市民自治の推進																				
第1節 地域コミュニティの活性化				01		●	●		●					●	●				●	
第2節 市民と行政の協働				02		●			●					●						
第2章 市民が納得できるサービスの提供																				
第1節 積極的な市政情報の発信				03				●												
第2節 市民サービスの向上				04		●		●											●	
第3章 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進																				
第1節 地方分権の推進				05																
第2節 持続可能な行財政運営				06	●	●	●						●				●		●	
第3節 人材の育成と活用				07				●			●								●	
第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち																				
第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進																				
第1節 一人ひとりが尊重される地域社会の構築				08																
第2節 暮らしの相談・支援の充実				09				●											●	
第3節 社会保障制度の適正な運用				10		●														
第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり																				
第1節 人とひとが支えあう地域福祉の推進				11				●	●	●	●									
第2節 障害者への支援				12	●	●							●	●	●					
第3節 高齢者への支援				13	●	●							●	●	●					
第3章 保健医療の充実																				
第1節 健康の維持・増進				14		●	●		●	●		●	●	●	●				●	
第2節 保健衛生の充実				15						●				●	●				●	
第3節 地域医療の充実				16		●							●							
第3編 活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち																				
第1章 全ての子どもが健やかに育つ地域づくり																				
第1節 子育て・子育て支援の充実				17	●	●							●	●	●					
第2節 地域で子どもを育てる環境づくり				18																
第2章 未来をひらく子どもを育てる教育																				
第1節 生きる力を育む学校教育				19	●	●			●		●									
第2節 地域とつながる学校づくり				20			●	●	●	●					●				●	
第3節 学びやすい教育環境づくり				21	●	●	●	●	●						●	●			●	
第3章 学びを活かせる生涯学習の推進																				
第1節 市民がつながる生涯学習				22	●	●													●	
第2節 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション				23		●				●	●	●			●				●	
第4章 未来につながる文化の継承と創造																				
第1節 豊かな心を育む市民文化の振興				24		●					●							●	●	
第2節 市民が誇れる歴史と伝統文化の継承				25		●														
第3節 多様な文化交流の推進				26																

〔施策分野ごとの強靱化に向けた取組〕

強靱化における推進目標		1					2								3			
		人命の保護が最大限図られる					救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する								必要不可欠な行政機能は確保する			
リスクシナリオ		1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	2-8	3-1	3-2		
都市像	基本施策	発生	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模の火災による死傷者の発生	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	異常気象等による市街地等の広域な浸水	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	孤立地域等の同時発生	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	長期途絶	救助・救急活動等のためのエネルギー供給の途絶	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
			施策番号															
第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち																		
第1章 自然と共生し地域の多様性を活かしたまちづくり																		
第1節 計画的なまちづくり		27	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 誰もが快適なまちづくり		28	●											●				
第2章 地域力を活かした安全で安心なまちづくり																		
第1節 災害に強いまちづくり		29	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2節 防災体制の充実		30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3節 防犯体制の充実		31													●			
第3章 快適で人にやさしい交通環境づくり																		
第1節 交通環境の充実		32	●	●	●					●							●	
第2節 安全・快適な道路環境の整備		33						●									●	
第3節 都市間交通網の整備促進		34						●	●	●	●	●			●			
第4節 公共交通の充実		35																
第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち																		
第1章 地域経済を支える産業の振興																		
第1節 産業振興の体制強化		36																
第2節 企業支援		37																
第3節 就労環境の整備		38								●								
第2章 まちの活力を創出する産業																		
第1節 高度な技術の集積を活かした産業振興		39																
第2節 新産業の創出		40																
第3章 まちの魅力を向上させる産業																		
第1節 にぎわいにつながる産業の振興		41	●	●	●		●	●		●								
第2節 地域資源を活用する産業の振興		42		●	●			●		●							●	
第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち																		
第1章 一人ひとりが考え、ともに守る環境																		
第1節 環境を守るための意識の醸成		43		●	●													
第2節 環境保全活動の推進		44																
第2章 環境負荷の少ないまちづくり																		
第1節 地球温暖化対策の推進		45		●	●					●				●			●	
第2節 循環型社会の構築		46															●	
第3章 自然と共生した安全で快適な環境																		
第1節 健全な水循環の再生		47			●							●	●					
第2節 豊かなみどりの保全と活用		48			●	●												
第3節 安全で良好な生活環境の保全		49			●							●						

4		5						6				7					8					
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		経済活動を機能不全に陥らせない						生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る				制御不能な二次災害を発生させない					地域社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する					
4-1	4-2	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	5-6	6-1	6-2	6-3	6-4	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	
防災・機能停止	災害時に活用する情報サービスが機能停止や救助・支援の収集・伝達ができず、避難行動や	力低下	動・サブライチエーションの維持への基大な影響	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	基幹的交通ネットワークの機能停止	金融サービス等の機能停止による商取引に基	食料等の安定供給の停滞	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石	水道等の長期間にわたる供給停止	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	地域交通ネットワークが分断する事態	多数の死傷者の発生	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	堆積した土砂による二次災害の発生	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒	農地・森林等の被害による被害の拡大	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞によ	復興を支える人材等の不足、より良い復興に	復興が大幅に遅れる事態	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復	文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等に
		●	●	●	●		●	●			●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
																●						●
●	●	●		●					●		●	●	●	●					●			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			●		●			●			●		●						●			
			●		●			●			●		●						●			
●			●		●	●	●					●		●						●		●
●			●		●			●			●			●			●					
									●	●				●	●					●		
														●	●					●		
										●				●	●					●		

(3) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、目標(指標)を持って取組むよう努め、強靱化に向けた施策の進捗状況を把握・検証することによりPDCA サイクルを実践し、進行管理を行います。

〔施策の進行管理〕

施策の進行管理及び目標(指標)の評価は、「八王子ビジョン 2022」の施策評価と合わせて行います。

〔取組の重点化(優先順位づけ)〕

限られた資源と財源を効率的かつ効果的に活用して国土強靱化を推進するため、取組の重点化を図りながら進めます。

重点化にあたっては、本市の特性を踏まえ、影響の大きさや緊急性など、様々な観点から取組を整理し、国の支援制度を計画的かつ効果的に活用しながら決定していきます。

重点化取組は、予算に合わせて、「八王子市国土強靱化地域計画に基づき実施する予定の主な重点取組一覧」を別途作成し、効率的かつ効果的に進めます。

別表 脆弱性評価結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
○ 耐震化の促進	「八王子市耐震改修促進計画」(平成29年3月策定)に基づき、建物の耐震化を進める必要がある。 ・住宅の耐震化は、令和7年度(2025年度)までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消とする。 ・緊急輸送道路及び避難路となる道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化率を令和7年度(2025年度)までに100%とする。 ・防災上重要な市所有の公共建築物の耐震化を令和7年度(2025年度)までに、耐震化率100%となるよう早期に実施する。 ・耐震診断や耐震改修を実施する場合に、その費用の一部を助成するための制度を周知し、民間建築物の耐震診断と耐震改修を促進する。
○ 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消	・老朽化した木造住宅が密集し、消防活動が困難な区域について、重点的に不燃化を進める必要がある。 ・道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する必要がある。 ・都市計画道路の整備にあたっては、延焼遮断などの防災機能の向上を図る整備を行う必要がある。
○ 旭町・明神町地区周辺まちづくりの推進	都が都立産業技術研究センター八王子支所跡地に、産業交流拠点を整備することにあわせ、旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを行い、中心市街地の活性化に資する新たな拠点を整備するとともに、防災拠点機能(地域・滞留者の避難場所など)を持った施設の整備を推進していく必要がある。
○ 八王子駅南口集いの拠点整備	八王子医療刑務所跡地に整備する集いの拠点において、一時的な避難スペース等の防災機能を持った公園の整備を推進していく必要がある。
○ 民間建築物の耐震化	民間建築物の耐震診断については、建築物の所有者が行うことが原則であるが、都、国の示す指針に基づき、民間建築物所有者に対し、耐震診断の必要性のPR、耐震改修による税制優遇措置等建築物の安全確保に関し普及・啓発を行う必要がある。
○ 分譲マンションの耐震化	・分譲マンションについて、管理組合が実施する耐震化に係る耐震診断、補強設計、耐震改修等に要する費用の一部を助成する制度を実施する必要がある。 ・個別訪問による耐震化の意識啓発、促進に努めるとともに、分譲マンション耐震化促進アドバイザーを派遣するなど必要な支援を行う必要がある。
○ がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等の安全対策	がけ・よう壁、道幅の狭い道路沿いのブロック塀等は、地震時の倒壊により人的被害の原因となる可能性があるとともに、避難や救助活動の妨げとなることも考えられる。このため、市は、ブロック塀等の所有者に対し、定期点検の実施、改修、その他安全化措置の必要性についてPRに努め、対策実施を促進していく必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	
○	エレベーターの閉じ込め防止対策 市有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進める必要がある。特に、避難者や要配慮者を収容する施設、多数の人が利用する市大規模集客施設等を優先する。その他、都の対策に準じてエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進する必要がある。
○	公立社会福祉施設等の耐震化 ・高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者が多数利用する公立社会福祉施設の管理者は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に行う必要がある。 ・民間福祉施設についても、同様の措置を講ずるよう要請していく必要がある。
○	防火水槽の設置促進 開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。
○	消防団体制の充実 消防団体制の充実を図るため、消防団器具置場の公有地化・耐震化や消防ポンプ車、消防用資器材、救助用資器材等の配備を進めるとともに、団員の確保、資質の向上が必要である。
1-3 異常気象等による市街地等の広域な浸水	
○	水路と公共下水道(雨水)の整備 八王子市公共下水道雨水基本計画に基づき、早期に浸水対策効果を発揮させるため、浸水の危険度の高い整備優先地区を選定し、集中的に整備を行う必要がある。
○	河川整備の推進 国は、多摩川水系整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組んでいく必要がある。
○	雨水流出抑制施策の推進 浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施していく必要がある。
○	緑地の保全(森や林の流木対策)や砂防事業の推進 河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。さらに、土石流危険渓流における砂防事業の推進について、都に要請していく必要がある。
○	下水道施設の安全化 ・市と都は、下水道施設に関して耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震化を推進する必要がある。 ・緊急輸送道路等の交通機能の確保や、避難所、災害拠点などのトイレ機能を確保するため、これらに関する下水道施設の耐震化を進める必要がある。 ・都管理の八王子水再生センターは、対岸の多摩川上流水再生センターと汚水処理の相互融通が可能であり、震災時のバックアップ機能を確保していることから、八王子市公共下水道北野処理区の流域編入を行い、北野下水処理場の処理機能を八王子水再生センターに移行する必要がある。 ・下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な改築・修繕を進める必要がある。 ・近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。 ・ 下水道施設の耐震化 ・ 編入の推進 ・ 下水道施設の計画的な改築・修繕 ・ 下水道施設の安全対策 ・ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
○	避難所及び要配慮者関連施設の土砂災害対策 土砂災害により被害が想定される避難所及び要配慮者関連施設については、代替施設の確保や警戒避難体制の整備等のソフト対策とあわせ、必要に応じて土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策のハード対策の促進について都へ要請していく必要がある。
○	造成地データベース(台帳)の作成 都と連携し、造成地の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース(台帳)にまとめ、これにより予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る必要がある。
○	山地災害危険地区の安全化 都は、森林法等に基づき、治山事業を計画的に推進するとともに、人命保護の立場からこれらの危険地の周知を図り、警戒避難体制の確立等、災害の軽減・防止に努めている。市は、都と連携してこれら被害軽減策を推進するとともに、治山工事の促進について都へ要請していく必要がある。
○	土石流危険渓流の安全化 都が実施した調査により、特に危険性が高く、あるいは人家や公的施設の多いものから、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を実施している。市は、これら危険区域の把握に努めるとともに、都に対策工事を要請する必要がある。
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
○	八王子市防災行政無線の点検・拡充 防災行政無線の聴取状況調査等により、難聴区域の確認を行うとともに、屋外・屋内受信機設置による一斉無線放送システムとしての防災行政無線の点検・拡充を進める必要がある。
○	拡声器付車両・ハンドマイク等の整備 拡声器付車両、ハンドマイク、アンプ等広報活動用資器材の増強を図るとともに、市民・事業所・団体等所有の拡声器付車両その他広報活動用器材の運用についての体制整備を図る必要がある。
○	要配慮者や外国人への広報要員の確保 職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、要配慮者や外国人に対して点字・手話・外国語など広報活動に必要な技術をもつ要員の確保を図る必要がある。
○	災害時広報のスペシャリストの確保 職員への資格取得奨励、防災ボランティア登録等により、災害広報紙の編集、広報車両等によるアナウンス業務等の技術をもつ要員の確保を図る必要がある。
○	非常時における広報機能の整備 災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報等をリアルタイムに提供する手段として、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビなどを活用するとともに、その他の手段について調査研究を行う必要がある。
○	災害臨時広報紙の発行に関する民間との協力体制の確立 災害臨時広報紙を迅速に発行できるよう、編集から印刷までの各分野にわたり、必要な業者・団体等との協力体制の確立を進める必要がある。
○	市民の防災意識の向上 地震や風水害といった災害は、いつ、どこで発生するかわからないため、市の避難勧告等を待ってでは避難すべき時機を失することも考えられる。このため、日頃から避難先や危険箇所の周知、避難判断の目安や避難方法、市の発令する避難勧告等について、ホームページ、防災情報メール、出前講座等、様々な手段や機会を捉えて、市民へ周知することで、市民自らの判断により自主的に避難することができるよう啓発を行う必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	
○ 必要な資器材・物資等の備蓄	<p>小・中学校及び市民センター等を、災害時における市民への救援救護対策活動の拠点として整備し、防災倉庫の設置、初期救援対策及び避難所運営のために必要な資器材・物資等の備蓄を進める必要がある。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、分散備蓄等により都と連携して、発災後3日分の物資の確保に努める。 ・物資の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど避難所の環境を十分に考慮する。 ・被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、市は、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
○ 各家庭・事業所における備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水、食料、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る必要がある。 ・災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。
○ 自主防災組織等における備蓄の推進	<p>地域における水や食料等の備蓄について、助成事業などの活用を推進し、地域ぐるみでの備蓄体制の強化を図る必要がある。</p>
○ 民間事業者からの物資の調達・供給	<p>災害時における生鮮食品その他の食料供給等物資の調達に関し、市内大規模小売店舗等との協力協定の締結の推進を図るほか、非常時の調達・供給方法等について、実施マニュアルを作成する必要がある。</p>
2-2 孤立地域等の同時発生	
○ 孤立可能性地区の実態把握及び情報の収集・伝達体制の整備	<p>地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努めるとともに、孤立した場合においても、情報の収集・伝達体制が確保されるよう、防災行政無線の非常用電源確保、衛星携帯電話の配備又は調達体制の確保、その他情報通信手段の確保を行う必要がある。</p>
○ 避難所の確保	<p>孤立が想定される地区に避難所を確保し、避難所の耐震化、不燃化等を推進する必要がある。</p>
○ 救命・救助活動体制の整備	<p>孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び救命・救助活動に要する資器材の充実を図るとともに、都と連携し、医療スタッフの派遣など医療救護要請時におけるバックアップ体制の整備を進める必要がある。</p>
○ 飲料水・食料等の確保	<p>孤立が想定される地区に備蓄庫の整備及び飲料水・食料等備蓄を進めるとともに、市民・事業所等に対し、1週間分程度のランニングストック備蓄を奨励する必要がある。</p>
○ ヘリコプター緊急離着陸場等の確保	<p>孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点を事前選定し、都をはじめとする関係機関との情報共有に努める必要がある。</p>
○ 孤立可能性地区内の市民への普及啓発	<p>孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄の推進を啓発する。また、孤立可能性地区の自主防災組織、町会・自治会、事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信する必要があることから、自主防災組織等による防災訓練等の実施を促す必要がある。</p>
○ 林野火災の防止対策	<p>消防署及び消防団と連携し、林野火災の防止に対する予防広報、消防活動訓練の実施に努める必要がある。</p>

2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 受援体制の整備
広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、他機関、他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、平常時から物資や資器材等の供給などの受入体制、派遣職員宿泊所、集結拠点などの確保・指定等を行うことで受援体制の整備を図る必要がある。
- 消防団の救出救護活動能力の向上
消防団は、消防署、市、自主防災組織や地域住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。
消防団の応急救護資器材(担架、救急カバン等)の増強、充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに、簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出救護知識及び技術を習得させるための教育訓練や、資器材確保、器具置場の耐震化、団員の確保を行う必要がある。
- 市民の自主救出活動能力の向上
・消防、警察等の防災機関と連携し、防災訓練等を通じて、救出救助技術の市民への普及啓発を図っていく必要がある。
・災害時における多数の救急事象に対応するため、消防署及び消防団、災害時支援ボランティア等と連携して、市民への応急救護知識及び技術の普及啓発を推進するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を図る必要がある。
・災害時に1人でも多くの人命を救うためには、消防、警察等防災機関や市による救助を待つまでの間も、自主防災組織等を中心とした地域住民の自主的な救出救助、救護活動が行われることが不可欠である。このため、市は、自主防災組織に対し、救助資器材や防災用資器材の助成を行っており、必要に応じて助成品目の見直しを行っていく。また、あわせて、自主防災組織等を対象とした研修会等を開催し、地域住民による救出救助、救護能力の向上を図っていく必要がある。
- 民間団体・事業所等との応援協力体制の強化
災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体、事業所等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 一時滞在施設の確保
帰宅困難者を、帰宅が可能になるまで収容するための一時滞在施設として、市施設の指定を進めるほか、駅周辺の事業者等への協力を働きかけて、受入可能な民間施設を確保し、市民・事業者に周知する必要がある。
- 八王子駅周辺滞留者対策推進協議会の設置
大規模災害が発生した場合に八王子駅周辺で予想される多数の滞留者について、その混乱防止を図るため、駅周辺事業者、鉄道事業者、警察署及び消防署等を構成員として「八王子駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置している。八王子駅周辺地区等、不特定多数の人が集まる地域や災害が夜間に発生した場合の避難誘導を混乱無く行うため、本協議会と連携し、交通安全協会、自主防災組織等との協力体制確立を図り、その連携の強化に努める必要がある。
- 情報拠点の設置
市及び八王子駅周辺滞留者対策推進協議会は、災害関連情報等の提供を行うため、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の開設情報等を提供する情報拠点(八王子駅南口総合事務所内及びクリエイティブホール消費生活センター内)の設置を円滑に行えるよう体制の整備を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
○	市医師会・八南歯科医師会八王子支部・八王子薬剤師会・東京都柔道整復師会南多摩支部との連携の強化 防災訓練等の機会を通じて、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会との連携を強化し、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。
○	医療チーム派遣要請体制の整備 大規模災害時に迅速かつ円滑に救命処置等を実施するため、地域災害医療コーディネーターを通して医療チームを派遣要請する体制を整備する必要がある。
○	災害薬事センター、他自治体等からの医療救援隊の拠点整備 災害薬事センターの運営方法等について、あらかじめ関係機関と協議し体制の整備を図る必要がある。
○	災害時におけるエネルギーの確保 災害時におけるエネルギーの確保について電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。
○	燃料事業者等との災害時協力体制の確立 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油業協同組合等と協定を締結している。協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る必要がある。
○	八王子駅周辺の災害医療体制の充実 災害発生時に、多数の負傷者や帰宅困難者の発生が想定される、人口・来街者の多い、中心市街地を含む八王子駅周辺において、多数の傷病者や滞留者、帰宅困難者が発生することから、八王子駅周辺の災害医療体制の充実が必要である。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
○	大規模災害時における作業実施計画の作成 大規模災害時には、感染症患者の発生等を予防するため、都と連携して、必要に応じた、防疫活動を行う必要がある。また、災害の種類及び状況によっては、有毒ガスや汚染水の流出等が発生する可能性もある。このため、災害時に発生する可能性があるこれらの事象について調査し、災害時に関する作業実施計画を作成していく必要がある。
○	関係機関・民間業者等との協力体制の整備 大規模災害時の広範囲にわたる防疫・衛生活動及び環境保全対策を迅速かつ効果的に実施するため、関係機関・民間関連業者・団体等に対し、災害時において人員、資器材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう、必要に応じて協力協定を締結し、対策実施体制の整備を図る必要がある。
○	防疫・衛生及び環境保全関係資器材の確保 ・災害時における防疫、衛生活動及び環境保全対策のための薬剤、装置、器材等の備蓄に努める必要がある。 ・市有の器材、備蓄では対応しきれない場合を想定し、都、他市町村及び民間業者からの調達による確保体制を構築する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 仮設トイレ等の備蓄・整備
大規模地震発生時の上下水道の破断等により、水洗トイレ等が使用できない場合に対応するため、災害時のトイレ対策に関する総合的な計画の策定を進め、仮設トイレ、要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)や、より取扱いが簡単な、簡易トイレ、携帯用トイレ等の備蓄を行うとともに、避難所や災害拠点などで学校のプールの水等を利用するマンホールトイレの整備及び確保を計画的に行い、災害時のトイレ対策に万全を期していく必要がある。
- 要配慮者用二次避難所の確保
都をはじめ関係機関と連携し、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児その他要配慮者用の二次避難所(福祉避難所)として、市内の福祉施設、老人保健施設、療養病床等及び他市町村所在の同様施設を確保するよう、必要な体制の整備を図る必要がある。
- 避難生活の長期化に備え
避難生活の長期化に備え、避難所生活環境を良好に保つため次のような対策を行う必要がある。
 - ・ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
 - ・ 冷暖房器具、洗濯機等の家電の確保
 - ・ ごみ箱等の設置、仮設トイレの設置場所への配慮、入浴施設の確保等による良好な衛生状態の確保
 - ・ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
 - ・ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の旅館やホテル等への移動の検討等
 - ・ 避難所生活等が長期化するときは、被災者の健康を保持するために、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。保健活動班は、医療救護班や巡回精神相談チーム、食品衛生指導班、環境衛生指導班、防疫班等との連携を図る。また、市の編成で不足するときは、都へ保健活動班の派遣を要請する。なお、避難所だけでなく、野外テント、車中泊、自宅等へも対策を行う。
- 避難所における避難環境の整備
避難所では、老若男女、思想・信条、健常であるなしを問わず、様々な被災者が一時的に生活をともにすることとなる。円滑な避難所運営には避難者相互の理解と協力が不可欠ではあるが、プライバシー保護や出入口その他の段差の解消、救護スペースの確保など要配慮者への配慮等を図る必要がある。市は、こうした状況を踏まえ、設備等の改修が必要なものについて、避難所開設予定施設の整備・改修にあわせて設置を図っていく必要がある。

2-8 救助・救急活動等のためのエネルギー供給の長期途絶

- 燃料事業者等との災害時協力体制の確立
災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油業協同組合等と協定を締結している。協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る必要がある。
- 災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発
災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う必要がある。

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 巡回パトロールの実施
警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。
- 防犯協会等との連携
災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部署は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
○ 受援体制の整備	広域かつ著しく大規模な震災の発生時において、協定等による他自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、平常時から物資や資器材等の供給などの受入体制、派遣職員宿泊所、集結拠点などの確保・指定等を行うことで受援体制の整備を図る必要がある。
○ 市役所本庁舎、各事務所等におけるバックアップ設備等の整備	市役所本庁舎、各事務所等において、災害によりライフラインが停止した場合でも、FAX・コピー機等、必要最小限の機器が使用でき、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備、対策等について整備強化を図る必要がある。
○ 市施設の新增改築等における防災機能の整備	・ 新增改築・大規模改修に際しては、災害時における施設の役割等を踏まえ、災害時にも利用できるマンホールトイレ・備蓄倉庫の設置などを行う必要がある。 ・ 災害時におけるエネルギーの確保についても電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。
○ 防災センター等拠点整備	災害予防・災害応急対策及び災害復旧に至る一連の災害対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、独立型の防災センターの設置等について調査研究を行う必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
○ 防災行政無線の整備	・ 災害時等に、市民に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要である。このため、市役所本庁舎に設置される親局から、市内の各地域に設置している子局のスピーカーを通じて、一斉同報放送を行うための防災行政無線システムを整備している。今後も市のすべての地域において、良好な聴取が可能となるよう、既設機器の適正な維持管理に努めるとともに、屋外及び屋内受信機の配置を計画的に進める必要がある。 ・ 戸別受信機の導入など新たな情報伝達手段についても研究していく必要がある。
○ 特設公衆電話の設置	大地震等の大規模災害が発生し、避難所が開設された際に、避難者の通信を確保することを目的として、全避難所及び一時滞在施設へ災害時優先電話となる特設公衆電話の設置に向けた取組を行う必要がある。
○ 情報通信技術(ICT)の調査研究	災害時に発生する膨大な情報を適切に管理し、市民に的確な情報を迅速に提供するためには、様々な情報通信技術(ICT)を活用していく必要がある。近年、高速なワイヤレスブロードバンド(無線通信サービス)の整備やクラウドコンピューティングの進展等により情報通信環境が飛躍的に発展し、スマートフォンやタブレット端末等の高機能携帯情報端末の世界的な普及が進んでいるところである。これを踏まえて、今後も災害対策に関するICTの動向に注目し、調査研究を推進していく必要がある。
○ 停電対策	停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
○ 通信・連絡手段の多ルート化 地域防災無線の整備、防災行政無線の整備、災害時有線電話の指定の拡充、衛星携帯電話等の配備、特設公衆電話の設置等を行う必要がある。
○ 停電対策 停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備を行う必要がある。
○ 民間団体・事業所・大学等との応援協力体制の強化 災害時に必要となる応急対策活動で、民間協力が必要又は有効な協定未締結事項を洗い出し、関係団体・事業所・大学等に協定締結についての働きかけを行い、応援協力体制の拡充を図っていく必要がある。
○ 地域住民による自主防災体制の強化 災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、このため、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
○ 中小事業者の事業継続計画(BCP)の策定支援 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画(BCP)策定を支援する必要がある。
○ 緊急活動用道路の指定・整備 ・都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。 ・市は、都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、都指定に準ずる整備を行うよう、都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
○ 再生可能エネルギーの利活用促進 再生可能エネルギーは、災害時にも発電等が可能なことから、施設の新設や大規模改修といった機会に、効果等を検証し、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所等への導入促進を図る必要がある。
○ 水道施設の安全化 都は、水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化することとなっている。 ・水道施設の耐震化の着実な推進 ・耐震継手管への取替えの大幅な前倒しの実施 ・バックアップ機能の更なる強化 ・自家発電設備の設置・増強による電力の自立化 市は、避難所の敷地内給水管の耐震化を考慮するとともに、より強固な連携・協力体制を築くために都が設置した多摩水道連絡会などを通じ、「災害に強い水道施設の早期整備」を都に要望していく必要がある。

<p>5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等</p>
<p>○ 中小事業者の事業継続計画(BCP)の策定支援 地域経済への影響を最小限にとどめ、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都及び事業者団体等と連携し、市内中小事業者の事業継続計画(BCP)策定を支援する必要がある。</p>
<p>○ 事業所等が行う訓練への支援 要請により、事業所等が実施する防災訓練に対し、訓練の指導・助言及び参加を行う必要がある。また、市有の起震車を派遣するほか、訓練用のスタンドパイプ等や防災マップ等資料提供など、必要な指導・支援を行う。</p>
<p>○ 初期消火資器材等の普及 住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、全ての住宅に設置及び維持管理の促進を図るとともに、家庭や事業所等における初期消火を確実にを行うため、消火器等初期消火資器材の普及を図る必要がある。</p>
<p>5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止</p>
<p>○ 道路の整備 ・現在、事業化を予定している都市計画道路をはじめ、北西部幹線や元八王子地区の路線など、緊急度の高い路線の早期完成に努める必要がある。 ・地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭い道路の拡幅整備や舗装の打替えなど避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める必要がある。</p>
<p>○ 橋りょうの架替え・新設・維持補修 ・橋りょうの架替えや補強・維持補修については、耐震性など防災面も考慮し、整備を行っているところであり、今後も引き続き計画的な整備に努める必要がある。 ・幹線道路の整備に伴う橋りょうの新設等についても国・都など関係機関へ要請していく必要がある。</p>
<p>○ 民間団体等との連携の強化 災害時における緊急輸送道路を確保するため、緊急車両等の通行の障害となっている車両等の除去業務や災害時の資器材の提供、障害物除去作業に対する労務提供などに関し、民間団体と協定を締結しているが、具体的な活動や連絡体制等について協議を行い、災害時の連携・応援体制の強化を図る必要がある。</p>
<p>5-5 金融サービス等の機能停止による商取引に甚大な影響が発生する事態</p>
<p>○ 市内金融機関の情報収集 ・大規模な震災が発生した場合、市内金融機関(指定金融機関及び収納代理金融機関)の被害状況及び被災者に対する臨時措置(定期預金の中途解約、通帳紛失に対する対応等)の実施状況等を調査するとともに、極力平常どおり営業を行うよう要請し、収集した営業に関する情報については、市民へ広報する必要がある。 ・市の財務会計システムが停止し、回復に時間がかかる事態に備え、災害時の事務処理要領を定めており、災害時にはこの要領に基づき、事務取扱いに支障を及ぼさないよう処理する必要がある。</p>

5-6 食料等の安定供給の停滞	
○	<p>食料等の供給</p> <p>食料、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて市外部からの調達・救援物資を、地域内輸送拠点等において仕分けて、効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努める必要がある。</p>
○	<p>給水用資器材の整備・強化</p> <p>災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車を配備しており、今後は、消防団の保有する消防ポンプ車による給水活動を行うための必要な整備を行う。また、ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の整備に努めており、引き続き計画的な整備強化を図る必要がある。</p>
○	<p>備蓄の啓発</p> <p>水、食料、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る。また、動物飼養者に対しても、ペットフード等を備蓄するよう啓発を図る必要がある。</p>
6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
○	<p>災害時におけるエネルギーの確保</p> <p>災害時におけるエネルギーの確保について電気、都市ガス、LPガス、再生可能エネルギーのほか、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステム等の導入など、様々なエネルギー源の特性等を踏まえた調査研究を行い、防災機能の充実を図る必要がある。</p>
○	<p>燃料事業者等との災害時協力体制の確立</p> <p>災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、東京都石油業協同組合等と協定を締結している。協定の実効性を高めるため、平時における燃料のストック状況、連絡体制、燃料の搬送体制などの構築に努めるとともに、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定するなど災害対応力の強化を図る必要がある。</p>
○	<p>停電対策</p> <p>停電時の電源を確保するため、非常用発電機設備等を整備し、常に最良の状態を維持するため保守、点検整備に努める必要がある。</p>
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
○	<p>給水用資器材の整備・強化</p> <p>・災害時の応急給水活動が円滑に行えるよう、給水車を配備しており、今後は、消防団の保有する消防ポンプ車による給水活動を行うための必要な整備を行う必要がある。</p> <p>・ポリタンク、給水タンク、可搬型貯水タンク、可搬型ろ水機、可搬型発電機等、給水用資器材の整備に努めており、引き続き計画的な整備強化を図り、また、応急給水用資器材を活用し、消火栓等を活用した応急給水体制を整える必要がある。</p>
○	<p>小中学校のプールの活用</p> <p>災害時にプールの水を災害時給水ステーション(給水拠点)からの給水を補完する生活用水として利用するため、市立の各小中学校にろ水機等を配備している。水は、生活に必要不可欠なものであり、災害時にろ水機等が確実に使えるよう、引き続き計画的な整備・点検を行い、使用方法等の周知を図る必要がある。</p>

<p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>○ 下水道BCP(事業継続計画)の推進</p> <p>大規模地震等により下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレの機能不全や、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、市民の生命・財産に係わる重大な事態が生じるおそれがあることから、従来よりも速やかに、かつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することができるよう「下水道BCP」を推進する必要がある。</p>
<p>○ し尿収集資器材等の確保及び体制整備</p> <p>災害発生時においても迅速かつ的確にし尿収集・運搬ができるよう、保有しているバキュームカー等資器材や人員の維持・確保を図り、災害時における収集・運搬体制の整備に努める必要がある。</p>
<p>○ し尿等処理施設整備</p> <p>震災等、大規模災害時においても被害を最小限に抑え、施設が適切に機能するよう整備を進めている。し尿処理施設は、し尿処理量の減少に伴い、処理方式を変更するため改修を行った。北野下水処理場では、停電時の対応として、自家発電機を設置し、維持管理を行っているが、今後も施設の耐震化や、流域下水道への編入及び災害時に利用可能なオープンスペースの確保等、大規模災害時に配慮した整備を進める必要がある。</p>
<p>○ 下水道施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と都は、下水道施設に関して耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震化を推進する必要がある。 ・緊急輸送道路等の交通機能の確保や、避難所、災害拠点などのトイレ機能を確保するため、これらに関する下水道施設の耐震化を進める必要がある。 ・都管理の八王子水再生センターは、対岸の多摩川上流水再生センターと汚水処理の相互融通が可能であり、震災時のバックアップ機能を確保していることから、八王子市公共下水道北野処理区の流域編入を行い、北野下水処理場の処理機能を八王子水再生センターに移行する必要がある。 ・下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な改築・修繕を進める必要がある。 ・近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水道施設の耐震化 ▶ 編入の推進 ▶ 下水道施設の計画的な改築・修繕 ▶ 下水道施設の安全対策 ▶ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保
<p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
<p>○ 緊急活動用道路の指定・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。 ・市は、都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、都指定に準ずる整備を行うよう、都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。
<p>○ 地域内輸送拠点の指定・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外からの広域的な救援物資の受け入れ、保管、仕分、配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、甲の原体育館、あったかホール(北野多目的広場含む)、片倉つどいの森公園、南大沢文化会館、総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子)をそれぞれ大規模災害時における地域内輸送拠点に指定している。今後は、地域内輸送拠点として必要な環境整備を図っていく必要がある。 ・首都圏三環状道路の一つである首都圏中央連絡自動車道は、災害時の救援、支援活動や、復興支援をさせる交通、物流ネットワークなどを強化する重要な道路であり、圏央道八王子西インターチェンジ周辺において、地域内輸送拠点としての整備を推進する必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物・沿道の不燃化と消防活動困難区域の解消
 - ・老朽化した木造住宅が密集し、消防活動が困難な区域について、重点的に不燃化を進める必要がある。
 - ・道路・河川・鉄道、公園等の有する延焼遮断機能を強化するための施策を総合的に推進する必要がある。
 - ・都市計画道路の整備にあたっては、延焼遮断などの防災機能の向上を図る整備を行う必要がある。
- 消防力の充実・強化
 - ・消防団の機能強化、及び自主防災組織の結成促進と活性化を図る必要がある。
- 防火水槽の設置促進
 - 開発行為を行う事業者に対して、八王子市宅地開発指導要綱、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき、必要に応じて防火水槽の設置を行うよう指導する必要がある。
- 市民や事業所の火災対応力の強化
 - ・自主防災組織に対する資器材助成にスタンドパイプ等を組み入れ、地域における初期消火体制の強化を図る必要がある。
 - ・市内にある街頭消火器については、災害時に火災の発生する危険度が高い地域に重点的に配備する。また、その他の地域については、不燃化状況を考慮しつつ、おおむね80世帯に1本の割合で配備する必要がある。
 - ・建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進めるとともに、火気使用設備・器具の安全化を進めるなど出火防止対策を推進する必要がある。
 - ・事業所自衛消防隊との連携を図り地域の初期消火力を強化する必要がある。
 - ・防災訓練・救命講習等により市民の対応力の強化を図る必要がある。
 - ・住宅用火災警報器、感震ブレーカーなどの設置を促進する必要がある。
 - ・停電復旧に伴う出火防止対策を推進する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○ 地震発生時に閉塞を防ぐべき道路沿道の耐震性の確保

地震により緊急輸送道路等、防災上重要な道路の沿道の建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、甚大な被害につながるおそれがある。このため、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、沿道の建築物については、震災対策上、重点的に耐震化を図るため、順次対象建築物の把握をすすめ、東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例や耐震改修促進法に基づく指導、助言を行うとともに、特に重要な道路の沿道の建築物に対しては、公共的な観点から必要な支援を行い、令和7年度(2025年度)までに耐震化率100%をめざす必要がある。

○ 緊急活動用道路の指定・整備

・都は、災害時における被災者の救援救護活動と効率的な緊急物資の輸送を行うため、「緊急自動車専用路、緊急交通路及び緊急輸送ネットワークの路線」を指定し、優先的な、整備及び災害時の応急補修、障害物除去を行うこととなっている。

・市は、都指定の路線に市の防災活動上必要な路線を加えた路線を「緊急輸送道路」として指定しているが、市で指定した路線についても、都指定に準ずる整備を行うよう、都に要請するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を都市計画の一環として推進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小限に抑える必要がある。

○ 無電柱化の推進

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や緊急輸送道路等機能の確保など都市防災の一層の向上を図るため、無電柱化の推進に努める必要がある。

○ 下水道施設の安全化

・市と都は、下水道施設に関して耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震化を推進する必要がある。

・緊急輸送道路等の交通機能の確保や、避難所、災害拠点などのトイレ機能を確保するため、これらに関する下水道施設の耐震化を進める必要がある。

・都管理の八王子水再生センターは、対岸の多摩川上流水再生センターと汚水処理の相互融通が可能であり、震災時のバックアップ機能を確保していることから、八王子市公共下水道北野処理区の流域編入を行い、北野下水処理場の処理機能を八王子水再生センターに移行する必要がある。

・下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な改築・修繕を進める必要がある。

・近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。

- ▶ 下水道施設の耐震化
- ▶ 編入の推進
- ▶ 下水道施設の計画的な改築・修繕
- ▶ 下水道施設の安全対策
- ▶ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による二次災害の発生

○ 水路と公共下水道(雨水)の整備

八王子市公共下水道雨水基本計画に基づき、早期に浸水対策効果を発揮させるため、浸水の危険度の高い整備優先地区を選定し、集中的に整備を行う必要がある。

○ 河川整備の推進

国は、多摩川水系整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組んでいく必要がある。

○ 雨水流出抑制施策の推進

浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施していく必要がある。

○ 緑地の保全(森や林の流木対策)や砂防事業の推進

河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。さらに、土石流危険渓流における砂防事業の推進について、都に要請していく必要がある。

○ 下水道施設の安全化

・市と都は、下水道施設に関して耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震化を推進する必要がある。

・緊急輸送道路等の交通機能の確保や、避難所、災害拠点などのトイレ機能を確保するため、これらに関する下水道施設の耐震化を進める必要がある。

・都管理の八王子水再生センターは、対岸の多摩川上流水再生センターと汚水処理の相互融通が可能であり、震災時のバックアップ機能を確保していることから、八王子市公共下水道北野処理区の流域編入を行い、北野下水処理場の処理機能を八王子水再生センターに移行する必要がある。

・下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な改築・修繕を進める必要がある。

・近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。

- ▶ 下水道施設の耐震化
- ▶ 編入の推進
- ▶ 下水道施設の計画的な改築・修繕
- ▶ 下水道施設の安全対策
- ▶ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
○	立入検査の実施並びに調査に基づく改善指導 必要に応じて、関係機関・団体等と連携し、危険物・有毒物取扱施設の立ち入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化、改善の指導を行うとともに、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震化に努めるよう指導する必要がある。
○	大気汚染防止対策 ・建物倒壊に伴う有害物質による大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知を行う必要がある。 ・事業者に対し、建物解体の際には有害物質の飛散防止に関する指導を行う必要がある。
○	アスベスト飛散防止対策 ・建物倒壊に伴うアスベストの飛散について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき測定を実施し、汚染された場所について市民への周知を行う必要がある。 ・倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う必要がある。 ・倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る必要がある。
○	放射線使用施設等への対応 ・都内には原子力施設が存在しないが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、市は状況に応じ、都等関係機関と連携しモニタリングや情報提供などの対策を行う必要がある。 ・関係機関と連携し、市内又は近隣における放射線使用施設や核燃料物質輸送車両の事故に対応するため、必要な対策活動を実施する必要がある。
7-5 農地・森林等の被害による被害の拡大	
○	農地・緑地の保全 残存する農地や寺社林、屋敷林等緑地に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく必要がある。
○	保全すべき緑地の公有化 緑を将来にわたって確保するため、保全制度を活用し、保全すべき緑地の取得を推進する必要がある。
○	保安林の整備 森林は、豪雨時における雨水の流出抑制や土砂流出の防備などの機能を果たしており、こうした森林の機能保全のため、保安林の整備に努める必要がある。 ・水源涵養林 都は、第11次水道水源林管理計画に基づき、水源涵養や土砂流出の防備等を促進している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、その他必要な協力体制の確立に努める必要がある。 ・土砂流出防備林 都は、治山事業計画を策定し事業を実施している。市は、関係機関・団体・事業所等と連携・協力し、森林火災の防止、林業経営環境の活性化等の支援施策の推進、また、山地災害危険地区について崩壊発生の危険性、土石流に関する情報の収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図るほか、必要な協力体制の確立に努める必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○ 大規模災害時を想定した処理・処分計画等の整備

・八王子市災害廃棄物処理計画に基づく対応

震災等、大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれき等の処理を「八王子市災害廃棄物処理計画」に基づき対応する。また、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するとともに、不足が想定されるマンパワーや資器材等を勘案しつつ、災害廃棄物処理マニュアルを策定する必要がある。

・広域的な災害廃棄物処理体制の構築

災害時の大量のごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処理するため、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区及び東京都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する。また、市は相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。

・民間業者等との協力体制の整備

災害時の大量のごみ・がれき等を迅速かつ効果的に処理するため、協定を結んでいる民間の廃棄物処理事業者等が、災害時に人員、資器材等の確保並びに民間処理施設への受け入れ等、災害時に即時対応できるよう、体制を整える必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害時におけるボランティア等受け入れ体制の整備

災害時におけるボランティアやNPOなどの市民活動は、行政と異なる立場から被災者の救済や災害の除去に大きな役割を果たすものと期待されている。災害時にボランティア等に広く協力を求めるためには、平常時から市民活動を促進・支援し、行政との信頼関係や連携の仕組みを構築しておく必要がある。このため、市は、これらボランティアやNPOなどとの連携・協力や災害時の受け入れ方法及び活動拠点等について、体制の整備を図っていく必要がある。

○ 専門ボランティアの育成及び連携・協力体制の整備

一定の知識・経験や特定の資格を要するボランティアについては、災害時に即時的対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておく必要がある。市は、都及び関係機関と連携して、これら専門ボランティアの確保、充実を図るとともに、災害時に即時対応ができるよう、受け入れ及び協力体制の確立に努めていく必要がある。

○ 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受け入れ計画の作成及びボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を図る。市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める必要がある。

○ 円滑な復興への事前準備

震災後速やかに被災者自らが立ち上がり、行政やボランティア、NPOなどの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、多様な復興の課題の解決にあたるよう、復興訓練の実施、震災復興マニュアルの整備などを中心に事前の備えを推進する必要がある。

8-3 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○ 水路と公共下水道(雨水)の整備

八王子市公共下水道雨水基本計画に基づき、早期に浸水対策効果を発揮させるため、浸水の危険度の高い整備優先地区を選定し、集中的に整備を行う必要がある。

○ 河川整備の推進

国は、多摩川水系整備計画で、最大規模の洪水を安全に流すことを目標として河川整備を進めており、都は1時間当たり50mmの降雨に対応できるように整備を進めている。市は、洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組んでいく必要がある。

○ 雨水流出抑制施策の推進

浸水被害の軽減を図るため「雨水が流出しにくいまちづくり」を目的とした雨水流出抑制施策を推進する。開発行為や集合住宅の建築等において、建物や施設の雨水流出抑制策を指導するとともに、公共施設や道路においても浸透・貯留施設による流出抑制施策を実施していく必要がある。

○ 緑地の保全(森や林の流木対策)や砂防事業の推進

河川の上流部においては、流木が水路などに詰まり流水があふれ出して、浸水被害の原因となる。そこで、市は、森や林の手入れの推進や市街化調整区域の開発抑制に取組、流木の発生を防止するとともに水源涵養機能の保全を図っていく。さらに、土石流危険渓流における砂防事業の推進について、都に要請していく必要がある。

○ 下水道施設の安全化

- ・市と都は、下水道施設に関して耐震診断を実施し、施設の重要性、再構築時期などを勘案しながら耐震化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路等の交通機能の確保や、避難所、災害拠点などのトイレ機能を確保するため、これらに関する下水道施設の耐震化を進める必要がある。
- ・都管理の八王子水再生センターは、対岸の多摩川上流水再生センターと汚水処理の相互融通が可能であり、震災時のバックアップ機能を確保していることから、八王子市公共下水道北野処理区の流域編入を行い、北野下水処理場の処理機能を八王子水再生センターに移行する必要がある。
- ・下水道施設の破損等による日常生活への影響を未然に防止するため、下水道施設の調査を実施するとともに、調査結果に基づく計画的な改築・修繕を進める必要がある。
- ・近年の局地的集中豪雨による、マンホール蓋の浮上及び飛散等の被害が発生した箇所は、圧力開放型浮上防止用鉄ふた等に交換し安全対策を進める必要がある。
 - ▶ 下水道施設の耐震化
 - ▶ 編入の推進
 - ▶ 下水道施設の計画的な改築・修繕
 - ▶ 下水道施設の安全対策
 - ▶ 停電時などの非常時における、非常用電源の確保

8-4 文化財の崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 文化財施設の安全対策

文化財の所有者又は管理者は、次の点を中心として、文化財の安全対策を行う必要がある。

- ・定期的に消防署への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を行う。
- ・消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- ・文化財防災点検表を作成する。

8-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域住民による自主防災体制の強化

災害による被害を軽減するには、自主防災組織や町会・自治会など地域コミュニティの防災体制を強化し、災害時に地域住民が救出・救護や初期消火などの防災活動に積極的に取り組む必要がある。とりわけ、自主防災組織は地域における防災活動の中核を担う存在であり、市は、救出・救助等、防災活動のための資器材助成や研修会等を通じて、自主防災組織の結成促進及び活性化に取り組むことで、地域の防災力向上につなげる必要がある。

○ 巡回パトロールの実施

警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。

○ 防犯協会等との連携

災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。

八王子市国土強靱化地域計画

令和2年(2020年)3月

発行 八王子市

編集 総合経営部 経営計画第一課

生活安全部 防災課

都市計画部 土地利用計画課

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

電話 042-620-7200

E-mail b410500@city.hachioji.tokyo.jp



本冊子は再生紙を使用しています。